

ない旨の通知をする場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

ア (略)

イ 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。  
また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

ウ (略)

6 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア 農業委員会の処理

(ア) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第4号の11による報告書（3）のイの(ア)による勧告をした事案を除く。）を都道府県知事等に提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(イ) 農業委員会は、法第52条の4の規定による都道府県知事等に対する要請を行う場合には、都道府県知事等が講ずべき法第51条第1項の規定による命令その他必要な措置の内容を示して行うものとする。

(ウ) 農業委員会は、イの(ア)又は(ウ)による都道府県知事等の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。

(エ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。

ない旨の通知をする場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

ア (略)

イ 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。  
また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は農地部に報告することが適当と考えられる。

ウ (略)

7 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア 農業委員会の処理

(ア) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第4号の14による報告書（3）のイの(ア)による勧告をした事案を除く。）を都道府県知事に提出する。この場合、違反転用事案が4ヘクタールを超える面積の農地を含むものである場合（都道府県知事の許可に係るものを除く。以下同じ。）には、報告書を2部提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(新設)

(イ) 農業委員会は、イの(イ)、(エ)、(オ)又は(ウ)による都道府県知事の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。

(ウ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの(オ)又は(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。

この場合の届出書の部数については、2部とする。

- (オ) 農業委員会は、(エ)による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事等に報告する。
- (カ) 農業委員会は、違反転用者等がイの(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事等に報告する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。
- (キ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(エ)及び(カ)、イの(ア)並びにイの(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。

イ 都道府県知事等の処理  
(削る。)

- (ア) 都道府県知事等は、違反転用事案を知り、又はアの(ア)による農業委員会からの報告書の提出があったときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。その指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面（様式例第4号の12）により勧告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事等は、その勧告書の写しを保管する。
- なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続を執ることが適当と考えられる。

導する。この場合の届出書の部数については、違反転用事案が4ヘクタールを超える面積の農地を含むものである場合には3部、その他の場合には2部とする。

- (エ) 農業委員会は、(ウ)による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事に報告する。
- (オ) 農業委員会は、違反転用者等がイの(オ)又は(ウ)による都道府県知事の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事に報告する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。
- (カ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(ウ)及び(オ)、イの(イ)及び(エ)並びにイの(オ)及び(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。

イ 都道府県知事の処理

(ア) 都道府県知事は、アの(ア)による農業委員会からの報告書の提出があった違反転用事案が地方農政局長等の許可に係るものである場合は、当該報告書に当該違反転用事案についての処理に関する意見を付けて速やかに農村振興局長及び地方農政局長に報告する。また、都道府県知事は、その報告書の写しを保管する。

- (イ) 都道府県知事は、違反転用事案を知り、又はアの(ア)による農業委員会からの報告書の提出があったときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。その指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面（様式例第4号の15）により勧告するとともに、無断転用に係る農地の面積が4ヘクタールを超えるもの（都道府県知事の許可に係るものを除く。以下同じ。）について勧告したときは、アの(ア)による農業委員会からの報告書を添付してその旨を農村振興局長及び地方農政局長に報告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事は、その勧告書の写しを保管する。
- なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定

による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続を執ることが適当と考えられる。

(ウ) 違反転用者等が(イ)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をすかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(エ) 都道府県知事は、ウの(ア)により農村振興局長及び地方農政局長から違反転用者等に対し勧告を行った旨の通知があったときは、関係農業委員会にその旨を通知する。

(オ) 都道府県知事は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の16により、命すべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の17により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、あらかじめ、農村振興局長及び地方農政局長に協議することとし、協議に係る事案について違反転用者等に命令したときは、その旨を農村振興局長及び地方農政局長に報告する。また、都道府県知事は、その命令書の写しを

(イ) 違反転用者等が(ア)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をすかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。(削る。)

(ウ) 都道府県知事は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の13により、命すべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の14により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。また、都道府県知事は、その命令書の写しを保管する。

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(エ) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第17号に該当する場合は1の(5)のウの(7)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のウの(4)の教示文を記載する。  
(削る。)

(削る。)

(削る。)

(オ) 都道府県知事等は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(7)及び(ウ)並びにイの(7)及び(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。  
(削る。)

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(カ) 都道府県知事が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第7号に該当する場合は1の(5)のオの(7)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のオの(4)の教示文を記載する。

(キ) 都道府県知事は、ウの(ウ)により農村振興局長及び地方農政局長から聴聞又は弁明の内容について通知があつたときは、その聴聞又は弁明に対する意見を速やかに地方農政局長等に提出する。また、都道府県知事は、その意見書の写しを保管する。

(ク) 都道府県知事は、農村振興局長及び地方農政局長からウの(エ)による処分又は命令書の写しの送付を受けたときは、その旨を関係農業委員会に対し通知する。

(ケ) 都道府県知事は、アの(エ)及び(オ)による報告に係る違反転用事案が4ヘクターを超える面積の農地を含むものである場合には、その旨を農村振興局長又は地方農政局長に通知する。

(コ) 都道府県知事は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(7)及び(ウ)並びにイの(7)、(4)及び(エ)から(ク)までに關する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。

ウ

(7) 農村振興局長及び地方農政局長は、地方農政局長等の許可に係る事案について、違反転用事案を知り、又は都道府県知事からのイの(7)による報告書の提出があつたときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。その指導に応じない場合には、工事その他の行為の停止等を書面(様式例第4号の15)により勧告するとともに、その写しを都道府県知事に送付する。(農村振興局長及び地方農政局長は、勧告書の写しを保管する。)

なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続を執ることが適当と考えられる。

(イ) 違反転用者等が(7)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対し

て告発をするかどうかを検討する。  
なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(ウ) 農村振興局長及び地方農政局長は、聴聞を行ったときは違反転用者等から弁明があったときは、その内容を都道府県知事に通知する。

(エ) 地方農政局長等は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容並びにこれに対するイの(キ)による都道府県知事の意見を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に關し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ぜらるべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の16により、命ぜらるべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の17により、違反転用者等に通知するとともに、その写しを都道府県知事に送付する。(農村振興局長及び地方農政局長は、命令書の写しを保管する。)

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(オ) 1の(6)のウの規定は、地方農政局長等が必要な処分をし、又は措置を命ぜらるる場合に準用する。

(カ) 農村振興局長及び地方農政局長は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、イの(ア)、(イ)、(ウ)及び(キ)並びにウの(ア)、(ウ)及び(エ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。

エ その他

(ア) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、違反

ウ その他  
(ア) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による

処分又は命令をしようとする場合であって、1の(6)のイによる農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(イ) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を経由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。

(ウ) 都道府県知事等は、違反転用者等がイの(ウ)による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるときは、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を経由して提出させることが適当と考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第3項の規定による公告

都道府県知事等は、法第51条第3項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

イ 事前準備

都道府県知事等は、法第51条第3項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

(ア)～(エ) (略)

ウ 行政代執行の実施

都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。

また、都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と考えられる。

転用者等に対してイの(オ)又はウの(エ)による処分又は命令をしようとする場合であって、1の(7)のイによる農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものであるときは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(イ) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、違反転用者等に対してイの(オ)又はウの(エ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を経由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。

(ウ) 地方農政局長等又は都道府県知事は、違反転用者等がイの(オ)又はウの(エ)による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるときは、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を経由して提出させることが適当と考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第3項の規定による公告

地方農政局長等及び都道府県知事は、法第51条第3項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

イ 事前準備

農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第51条第3項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

(ア)～(エ) (略)

ウ 行政代執行の実施

地方農政局長等又は都道府県知事は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。

また、地方農政局長等又は都道府県知事は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と

考えられる。

エ 行政代執行に要する費用の徴収

地方農政局長等又は都道府県知事が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされ、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。なお、当該文書には、1の(5)のオ又は(6)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

(ア) (略)

(イ) 許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・報告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第4号の18の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ (略)

ウ 事業実施の勧告後の措置

(ア) イの(ア)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について仕事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、許可は行わないことが望ましい。ただし、許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

この方針による審査事務の円滑な遂行を確保するため、許可権者は、イの(ア)による勧告を行ったときは、農村振興局長宛てに勧告文書の写しを送付する(都府県知事にあつては、地方農政局を経由して送付する)こととし、農村振

エ 行政代執行に要する費用の徴収

都道府県知事等が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされ、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。なお、当該文書には、1の(5)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

(ア) (略)

(イ) 許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・報告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第4号の15の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ (略)

ウ 事業実施の勧告後の措置

(ア) イの(ア)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について仕事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、許可は行わないことが望ましい。ただし、許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った工事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

また、イの(ア)による勧告を受けた者から新たに農地転用の許可申請があった場合には、当該許可申請を受けた許可権者は、当該勧告を行った許可権者に対し、勧告後の転用事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断

することが適当と考えられる。

- (イ) (略)
- エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更  
許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じて  
もなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につ  
き、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困  
難又は不適当と認められる場合において、転用事業者が許可  
目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当  
該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」  
という。）があるときは、次により処理することが望ましい。  
(ア) (略)
- (イ) 事業計画の変更の申請の手續  
a 事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）につい  
ては、法第4条第2項又は第5条第3項の規定の例によ  
り処理する。  
b (略)
- c 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。なお、転  
用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(a)から  
(d)までに掲げる書類の添付を要しない。  
(a)～(d) (略)
- (e) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配  
置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分  
の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計  
書等の既存の書類の写しを活用させることも可能であ  
る。）  
(f) 当該事業を実施するために必要な資力があることを  
証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを  
証する書面や預貯金通帳の写し（許可を申請する者の  
ものに限る。）を活用させることも可能である。）  
(g)～(k) (略)
- d 許可権者の処理

興局長は、当該情報を他の許可権者に提供することが適当  
と考えられる。

また、イの(ア)による勧告を受けた者から新たに農地転用  
の許可申請があった場合には、当該許可申請を受けた許可  
権者は、当該勧告を行った許可権者に対し、勧告後の転用  
事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断  
することが適当と考えられる。

- (イ) (略)
- エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更  
許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じて  
もなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につ  
き、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困  
難又は不適当と認められる場合において、転用事業者が許可  
目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当  
該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」  
という。）があるときは、次により処理することが望ましい。  
(ア) (略)
- (イ) 事業計画の変更の申請の手續  
a 事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）につい  
ては、令第7条又は第15条の規定の例により処理する。  
b (略)
- c 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。なお、転  
用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(a)から  
(d)までに掲げる書類の添付を要しない。  
(a)～(d) (略)
- (e) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配  
置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分  
の1ないし2,000分の1程度）  
(新設)
- (f)～(j) (略)
- d 許可権者の処理

許可権者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、関係農業委員会に対し、その旨を連絡することが適当と考えられる。

(ウ) (略)

オ 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

許可権者は、イの(イ)により事業計画の変更を指導した事業及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるとして許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ア) (略)

(1) 事業計画の変更の申請の手続

a・b (略)

c 申請書に添付する書類

申請書には、エの(イ)のcの(e)から(j)までに掲げる書類を添付させる。

d (略)

7 是正の要求等

(1) 農地転用許可事務実態調査

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務の適正な処理を確保するため、国が、毎年、実施するものであり、本調査の結果、必要と認められる場合には、(2)による是正の要求等を行うものである。また、本調査は、次に掲げるところにより実施することを基本とするが、その詳細は、アの(イ)のaの重点課題等を踏まえて別途定めるものとする。

なお、本調査のために行う都道府県知事等に対する資料の提出の要求は、地方自治法第245条の4の規定による。

許可権者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、許可権者が地方農政局長等である場合には都道府県知事、許可権者が都道府県知事にあつては農業委員会に対し、その旨を連絡することが適当と考えられる。

(ウ) (略)

オ 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

許可権者は、イの(イ)により事業計画の変更を指導した事業及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるとして許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ア) (略)

(1) 事業計画の変更の申請の手続

a・b (略)

c 申請書に添付する書類

申請書には、エの(イ)のcの(e)から(i)までに掲げる書類を添付させる。

d (略)

8 是正の要求等

(1) 農地転用許可事務実態調査

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務（当該事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあっては、当該市町村（以下「事務処理市町村」という。）が行う農地転用許可事務。以下「都道府県知事等が行う農地転用許可事務」という。）の適正な処理を確保するため、国が、毎年、実施するものであり、本調査の結果、必要と認められる場合には、(2)による是正の要求等を行うものである。また、本調査は、次に掲げるところにより実施することを基本とするが、その詳細は、アの(イ)のaの重点課題等を踏まえて別途定めるものとする。

なお、本調査のために行う都道府県知事又は事務処理市町村に対する資料の提出の要求は、地方自治法第245条の4の規定

による。  
 ア 実態調査の実施  
 (7) (略)  
 (1) 調査方法  
 調査の方法は、次に掲げるとおりとする。  
 a・b (略)  
 c 各地方農政局等の農地転用担当者がbにより抽出された処分に係る関係書類等を閲覧して行う。なお、必要に応じ、関係書類等の提供を求める。  
 (ウ) 調査事項  
 調査事項は、次に掲げるとおりとする。  
 a 法第4条第2項又は第5条第2項に規定する農地転用許可の基準に適合しているか  
 b～d (略)  
 イ 調査結果の取りまとめ  
 地方農政局長は、本調査の結果を基に農村振興局と調整した上で、次に該当する事案を取りまとめる。  
 (7) (略)  
 (1) (7)について、都道府県又は事務処理市町村に見解を求め、その見解を踏まえた上で、なお疑義が解消されない事案(以下「不適切事案」という。)  
 ウ (略)  
 エ 調査結果の公表  
 農村振興局長は、北海道において自ら行った本調査の結果及びウにより報告を受けた調査結果を取りまとめ、公表する。  
 なお、地方農政局長は、本調査の実施に当たり、調査結果について公表される旨都道府県又は事務処理市町村に通知する。  
 (2) 是正の要求等  
 ア 是正のための助言又は勧告  
 (7) 農村振興局長及び地方農政局長は、(1)の調査の結果、都道府県知事等が行う農地転用許可事務に不適切事案がみられた場合には、その解消に向け都道府県知事又は事務処理市町村が将来講ずべき措置の内容を検討する。  
 (1) 農村振興局長及び地方農政局長は、不適切事案がみられ

ア 実態調査の実施  
 (7) (略)  
 (1) 調査方法  
 調査の方法は、次に掲げるとおりとする。  
 a・b (略)  
 c 農村振興局及び地方農政局(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下7において同じ。)の農地転用担当者がbにより抽出された処分に係る関係書類等を閲覧して行う。なお、必要に応じ、関係書類等の提供を求める。  
 (ウ) 調査事項  
 調査事項は、次に掲げるとおりとする。  
 a 法第4条第6項又は第5条第2項に規定する農地転用許可の基準に適合しているか  
 b～d (略)  
 イ 調査結果の取りまとめ  
 地方農政局長(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局局長。以下7において同じ。)は、本調査の結果を基に農村振興局長と調整した上で、次に該当する事案を取りまとめる。  
 (7) (略)  
 (1) (7)について、都道府県又は指定市町村に見解を求め、その見解を踏まえた上で、なお疑義が解消されない事案(以下「不適切事案」という。)  
 ウ (略)  
 エ 調査結果の公表  
 農村振興局長は、北海道において自ら行った本調査の結果及びウにより報告を受けた調査結果を取りまとめ、公表する。  
 なお、地方農政局長は、本調査の実施に当たり、調査結果について公表される旨都道府県又は指定市町村に通知する。  
 (2) 是正の要求等  
 ア 是正のための助言又は勧告  
 (7) 地方農政局長等は、(1)の調査の結果、都道府県知事等が行う農地転用許可事務に不適切事案がみられた場合には、その解消に向け都道府県知事等が将来講ずべき措置の内容を検討する。  
 (1) 地方農政局長等は、不適切事案がみられた都道府県又は

指定市町村に対し、(ア)により検討した都道府県知事等が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第1項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うことができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めるとする。

(ウ) 地方農政局長等は、(イ)のほか、不適切事案がみられる指定市町村に対し、(ア)により検討した当該指定市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第2項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めるとする。

イ (略)

ウ 是正の要求の指示

地方農政局長等は、アの(ウ)による是正のための助言又は勧告に関する指示を受けた都道府県経由で当該助言又は勧告を受けた指定市町村から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針についての回答が十分でない場合には、回答のあった対応方針どおりの対応がされない場合には、地方自治法第245条の5第2項の規定により、当該指定市町村に対して是正の要求を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

エ その他の留意事項

地方農政局長は、アからウまでにより是正のための助言若しくは勧告若しくは必要な指示又は是正の要求若しくは是正の要求の指示を行った場合には、農村振興局長に報告する。また、これらに対する都道府県又は指定市町村からの対応方針が提出された場合にも、農村振興局長に報告する。

オ (略)

第5 農業委員会による農地所有適格法人の要件の適合状況の把握の関係

1 法第6条第1項の報告関係

(1) 報告の手続

ア (略)

イ 報告書に則第58条第2項第4号の「その他参考となるべき

た都道府県又は事務処理市町村に対し、(ア)により検討した都道府県知事又は事務処理市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第1項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うことができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めるとする。

(ウ) 農村振興局長及び地方農政局長は、(イ)のほか、不適切事案がみられる事務処理市町村に対し、(ア)により検討した当該事務処理市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第2項の規定により、是正のための助言又は勧告を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めるとする。

イ (略)

ウ 是正の要求の指示

地方農政局長等は、アの(ウ)による是正のための助言又は勧告に関する指示を受けた都道府県経由で当該助言又は勧告を受けた事務処理市町村から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針についての回答が十分でない場合には、回答のあった対応方針どおりの対応がされない場合には、地方自治法第245条の5第2項の規定により、当該事務処理市町村に対して是正の要求を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

エ その他の留意事項

地方農政局長は、アからウまでにより是正のための助言若しくは勧告若しくは必要な指示又は是正の要求若しくは是正の要求の指示を行った場合には、農村振興局長に報告する。また、これらに対する都道府県又は事務処理市町村からの対応方針が提出された場合にも、農村振興局長に報告する。

オ (略)

第5 農業委員会による農業生産法人の要件の適合状況の把握の関係

1 法第6条第1項の報告関係

(1) 報告の手続

ア (略)

イ 報告書に則第58条第2項第6号の「その他参考となるべき

書類」(損益計算書の写し、出勤記録の写し、総会議事録の写し等)を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第1の1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかつた場合には、当該報告書を提出すべき農地所有適格法人(以下「報告法人」という。)が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等の所在地を管轄する農業委員会(以下「管轄農業委員会」という。)は、報告法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ 管轄農業委員会は、報告書の提出があつたときは則第59条に規定する記載事項が記載されているかどうか及び則第58条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地所有適格法人の要件の適合性の判断を適正に行うことが困難と認められるときはこれを補正又は追完を求める必要がある。

ウ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合におけるその法人及びその一般承継人であつて、農地等を現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有しているものについては、法第7条の規定による手続を進めるため、報告法人と同様に、報告書(様式例第5号の1)を作成し、事業年度の終了後3か月以内に管轄農業委員会へ提出するよう求める必要がある。

(3) 令第16条第2号の規定による指定手続

ア・イ (略)

ウ 都道府県知事が指定した土地は、令第17条の規定により法第7条第1項の規定による買収をされない土地となることから、農業委員会による法第7条の適切かつ円滑な実施のために、都道府県知事は、指定書を交付した場合には、その内容をその指定した土地の所在地を管轄する農業委員会に通知することが望ましい。

エ 都道府県知事からウの通知を受けた農業委員会は、指定された土地について、2の農地所有適格法人要件確認書の備考欄に記載しておくことが望ましい。

2 農地所有適格法人の要件の適合状況の把握

書類」(損益計算書の写し、出勤記録の写し、総会議事録の写し等)を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第1の1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかつた場合には、当該報告書を提出すべき農業生産法人(以下「報告法人」という。)が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等の所在地を管轄する農業委員会(以下「管轄農業委員会」という。)は、報告法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ 管轄農業委員会は、報告書の提出があつたときは則第59条に規定する記載事項が記載されているかどうか及び則第58条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農業生産法人の要件の適合性の判断を適正に行うことが困難と認められるときはこれを補正又は追完を求める必要がある。

ウ 農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合におけるその法人及びその一般承継人であつて、農地等を現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有しているものについては、法第7条の規定による手続を進めるため、報告法人と同様に、報告書(様式例第5号の1)を作成し、事業年度の終了後3か月以内に管轄農業委員会へ提出するよう求める必要がある。

(3) 令第23条第2号の規定による指定手続

ア・イ (略)

ウ 都道府県知事が指定した土地は、令第24条の規定により法第7条第1項の規定による買収をされない土地となることから、農業委員会による法第7条の適切かつ円滑な実施のために、都道府県知事は、指定書を交付した場合には、その内容をその指定した土地の所在地を管轄する農業委員会に通知することが望ましい。

エ 都道府県知事からウの通知を受けた農業委員会は、指定された土地について、2に規定する農業生産法人要件確認書(様式例第5号の3。第5において「確認書」という。)の備考欄に記載しておくことが望ましい。

2 農業生産法人の要件の適合状況の把握

管轄農業委員会は、報告法人ごとに、その法人が法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているか及び満たさなくなるとおそれないかについて確認するため、提出のあった報告書の内容を速やかに農地所有適格法人確認書(様式例第5号の3)に取りまとめ、農業委員会の事務所に備え付けておく必要がある。

また、1による報告の内容のみならず、農業委員会の日常業務等を通じて得た情報等を踏まえ、農地所有適格法人確認書に取りまとめめるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

## 第6 農業委員会による農地所有適格法人への勧告の関係

1 (略)

2 管轄農業委員会は、法第6条第1項の規定による報告等から、報告法人が、例えば、次に掲げるような状況に至り、自主的に是正のための措置を講ぜず、法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなると認められる場合には、直ちに、法第6条第2項の規定により、要件を満たさなくなることのないように、必要な措置をとるべきことを勧告する必要がある。

(1) (略)

(2) 法第2条第3項第2号ホのみを満たして構成員となっている者の農業への年間従事日数が激減し、則ち第9条に規定する日数を下回るおそれがある。

(3) 法第2条第3項第3号に規定する理事等又は同項第4号の使

管轄農業委員会は、報告法人ごとに、その法人が法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているか及び満たさなくなるとおそれないかについて確認するため、次により、確認書を取りまとめ、農業委員会の事務所に備え付けておく必要がある。

(1) 「農業生産法人の経営状況等の把握について」(平成9年12月10日付け9構改B第1185号構造改善局長通知)第3の調査により把握している平成13年1月1日現在における農業生産法人の経営状況等を、速やかに確認書に取りまとめおく(なお、把握していない売上高等の項目については、この限りでない)。

(2) 平成13年1月1日以降、初めて農地等の権利を取得した農業生産法人については、その農地等の権利取得時における要件の適合状況を法第3条第1項の許可申請書等により確認書に取りまとめおく。

(3) 1により法第6条第1項の報告を受けた場合は、当該報告の内容のみならず、(1)又は(2)の確認書、「地域における協議の場」における活動等の農業委員会の日常業務等を通じて得た情報等を踏まえ、確認書を取りまとめめる。

## 第6 農業委員会による農業生産法人への勧告の関係

1 (略)

2 管轄農業委員会は、法第6条第1項の規定による報告等から、報告法人が、例えば、次に掲げるような状況に至り、自主的に是正のための措置を講ぜず、法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件を満たさなくなると認められる場合には、直ちに、法第6条第2項の規定により、要件を満たさなくなることのないように、必要な措置をとるべきことを勧告する必要がある。

(1) (略)

(2) 法第2条第3項第2号ニのみを満たして構成員となっている者の農業への年間従事日数が激減し、則ち第9条に規定する日数を下回るおそれがある。

(3) 法第2条第3項第3号に規定する理事等(以下「業務執行役

用人の農作業への年間従事日数が激減し、農作業に則第8条に規定する日数以上従事する理事等又は使用人が不在になるおそれがある。

- 3 (略)
- 4 管轄農業委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農地所有資格法人の要件を満たさなくなるとおそれのある状況は是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常的な指導活動等により確認する必要がある。

第7 農地等の買収関係  
1 農業委員会の事務手続  
農業委員会は、農地所有適格法人が法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合における農地等の買収について、次により行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 法第7条第5項の届出  
ア・イ (略)  
ウ 農業委員会は、法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった農地所有適格法人から要件全てを満たすに至った旨の届出があり、審査及び実態調査の結果その届出が真実であると認められるときは、法第7条第5項の規定に基づき買収すべき農地等の公示を取り消す旨の公示を行う（様式例第7号の7）。

また、届出が真実であると認められないときは、法第7条第6項の規定に基づきその旨の公示を行う（様式例第7号の8）。

なお、これらの公示を行ったときは、農地等の所有者に対して様式例第7号の9又は様式例第7号の10により通知をする。

- (4)～(6) (略)
- (略)
- 3 買収すべき農地等及び附帯施設の対価の算定  
地方農政局長は、法第10条第1項の規定に基づき買収すべき農地等及び附帯施設の対価の算定を次により行う。

員」という。)の過半を占めるその法人の行う農業に常時従事する構成員のうち、農作業に従事する業務執行役員の農作業への年間従事日数が激減し、農作業に則第8条に規定する日数以上従事する業務執行役員がその法人の行う農業に常時従事する構成員たる業務執行役員の過半を占めることができなくなることがある。

- 3 (略)
- 4 管轄農業委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農業生産法人の要件を満たさなくなるとおそれのある状況は是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常的な指導活動等により確認する必要がある。

第7 農地等の買収関係  
1 農業委員会の事務手続  
農業委員会は、農業生産法人が法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合における農地等の買収について、次により行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 法第7条第5項の届出  
ア・イ (略)  
ウ 農業委員会は、法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった農業生産法人から要件全てを満たすに至った旨の届出があり、審査及び実態調査の結果その届出が真実であると認められるときは、法第7条第5項の規定に基づき買収すべき農地等の公示を取り消す旨の公示を行う（様式例第7号の7）。

また、届出が真実であると認められないときは、法第7条第6項の規定に基づきその旨の公示を行う（様式例第7号の8）。

なお、これらの公示を行ったときは、農地等の所有者に対して様式例第7号の9又は様式例第7号の10により通知をする。

- (4)～(6) (略)
- (略)
- 3 買収すべき農地等及び附帯施設の対価の算定  
地方農政局長は、法第10条第1項の規定に基づき買収すべき農地等及び附帯施設の対価の算定を次により行う。

(1) 農地等の対価の算定方法

ア 買収すべき農地等の対価の算定  
令第18条に規定する買収すべき農地等の対価を算定する場合は、法令の定めによるほか、次による。

(7) 対価の算定方法は、令第18条に規定する近傍類似農地等で耕作又は養畜の事業に供するための取引があつた農地等(以下「取引事例地」という。)を原則として3件以上収集し、その取引事例地ごとに、その10アール当たりの取引価格を基礎に取引事例地と買収すべき農地等との令第18条第1項各号に掲げる事項(以下「各指標」という。)の関係を考慮して買収すべき農地等の10アール当たりの価格を評定し、その評定価格のうち他のいづれの評定価格に対しても、それらのほぼ三分の2以下及び二分の3以上であるものを除外した評定価格の平均評定価格を求め、当該価格に買収すべき農地等の面積を乗じて算定する。

(イ) (略)  
(ウ) 令第18条第1項に規定する「その他特殊な事情の下において行われる取引」は、次に掲げる取引が考えられ、この場合、取引事例地には採用しない。

a～f (略)

イ・ウ (略)

エ アの算定が困難な場合の取扱い

(7) 取引事例が収集できないことにより令第18条第1項の算定が困難な場合については、同条第2項の規定に基づき買収すべき農地等の対価の算定を次により行うものとし、aについては様式例第7号の18、bについては様式例第7号の19、cについては様式例第7号の20を作成する。

a 令第18条第2項第1号による算定

(式 略)

b 令第18条第2項第2号による算定

(式 略)

c 令第18条第2項第3号による算定

(式 略)

(イ) 農業利用目的での通常の取引価格が転用価格の影響を強く受けていると認められる区域内の農地等を買収する場合等で事例が収集できず、かつ、令第18条第2項の規定に基づき算定された価額が明らかに適正と認められない場合等

(1) 農地等の対価の算定方法

ア 買収すべき農地等の対価の算定  
令第25条に規定する買収すべき農地等の対価を算定する場合は、法令の定めによるほか、次による。

(7) 対価の算定方法は、令第25条に規定する近傍類似農地等で耕作又は養畜の事業に供するための取引があつた農地等(以下「取引事例地」という。)を原則として3件以上収集し、その取引事例地ごとに、その10アール当たりの取引価格を基礎に取引事例地と買収すべき農地等との令第25条第1項各号に掲げる事項(以下「各指標」という。)の関係を考慮して買収すべき農地等の10アール当たりの価格を評定し、その評定価格のうち他のいづれの評定価格に対しても、それらのほぼ三分の2以下及び二分の3以上であるものを除外した評定価格の平均評定価格を求め、当該価格に買収すべき農地等の面積を乗じて算定する。

(イ) (略)

(ウ) 令第25条第1項に規定する「その他特殊な事情の下において行われる取引」は、次に掲げる取引が考えられ、この場合、取引事例地には採用しない。

a～f (略)

イ・ウ (略)

エ アの算定が困難な場合の取扱い

(7) 取引事例が収集できないことにより令第25条第1項の算定が困難な場合については、同条第2項の規定に基づき買収すべき農地等の対価の算定を次により行うものとし、aについては様式例第7号の18、bについては様式例第7号の19、cについては様式例第7号の20を作成する。

a 令第25条第2項第1号による算定

(式 略)

b 令第25条第2項第2号による算定

(式 略)

c 令第25条第2項第3号による算定

(式 略)

(イ) 農業利用目的での通常の取引価格が転用価格の影響を強く受けていると認められる区域内の農地等を買収する場合等で事例が収集できず、かつ、令第25条第2項の規定に基づき算定された価額が明らかに適正と認められない場合等

には、不動産鑑定士等の精通者に評定を委託し、その結果をも参酌して買取すべき農地等の価額を算定する。このことは、以下においても同様とする。

(2) 附帯施設の対価の算定方法

令第19条に規定する附帯施設の対価を算定する場合は、法令の定めによるほか、次によるものとし、様式例第7号の21を作成する。

ア 土地

令第19条に規定する農地等以外の土地については、次により算定する。

(式 略)

イ 立木、工作物又は水の使用に関する権利

令第19条に規定する立木、工作物又は水の使用に関する権利については、(1)の算定方式の例により算定するものとするが、事例が収集できず、かつ、令第18条第2項の規定に基づき算定された価額が明らかに適正と認められない場合には、次に掲げる方法により算定する。

(7)～(7) (略)

(3) (略)

第8 農地所有適格法人の事務所等への立入調査の関係

1 法第14条第1項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）は、法第6条第1項の報告のほか、農業委員会法第35条第1項の規定に基づく報告、調査等により、法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているかどうかの確認に努めてもおおその確認のための必要な場合に行うべきである。また、立入調査における調査事項は、その必要の範囲内に限られることは言うまでもない。

2 法第14条第2項に規定する農業委員、農地利用最適化推進委員（8において「推進委員」という。）又は農業委員会の職員であることを示す証明書は、様式例第8号の1による。

3～7 (略)

8 立入調査を行った農業委員、推進委員又は農業委員会の職員は、様式例第8号の2により調査結果を取りまとめ、農業委員会会長へ報告する必要がある。

第9 農地等の賃貸借の解約等の関係

には、不動産鑑定士等の精通者に評定を委託し、その結果をも参酌して買取すべき農地等の価額を算定する。このことは、以下においても同様とする。

(2) 附帯施設の対価の算定方法

令第26条に規定する附帯施設の対価を算定する場合は、法令の定めによるほか、次によるものとし、様式例第7号の21を作成する。

ア 土地

令第26条に規定する農地等以外の土地については、次により算定する。

(式 略)

イ 立木、工作物又は水の使用に関する権利

令第26条に規定する立木、工作物又は水の使用に関する権利については、(1)の算定方式の例により算定するものとするが、事例が収集できず、かつ、令第25条第2項の規定に基づき算定された価額が明らかに適正と認められない場合には、次に掲げる方法により算定する。

(7)～(7) (略)

(3) (略)

第8 農業生産法人の事務所等への立入調査の関係

1 法第14条第1項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）は、法第6条第1項の報告のほか、農業委員会法第29条第1項の規定に基づく報告、調査等により、法第2条第3項に規定する農業生産法人の各要件を満たしているかどうかの確認に努めてもおおその確認のための必要な場合に行うべきである。また、立入調査における調査事項は、その必要の範囲内に限られることは言うまでもない。

2 法第14条第2項に規定する農業委員又は農業委員会の職員であることを示す証明書は、様式例第8号の1による。

3～7 (略)

8 立入調査を行った農業委員又は農業委員会の職員は、様式例第8号の2により調査結果を取りまとめ、農業委員会会長へ報告する必要がある。

第9 農地等の賃貸借の解約等の関係

1	(略)	1	(略)
2	法第18条第1項の賃貸借の解約等の許可	2	法第18条第1項の賃貸借の解約等の許可
	(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)
	(3) 都道府県知事の処理		(3) 都道府県知事の処理
	ア (略)		ア (略)
	イ 都道府県知事は、(1)の検討によりその申請を却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書(様式例第9号の5)を申請者(当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者に交付するとともに、その内容に係る農地等の所在地を管轄する農業委員会に通知する必要がある。この場合において、許可しようとする事案については、あらかじめ、 <u>都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならない。</u> )		イ 都道府県知事は、(1)の検討によりその申請を却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書(様式例第9号の5)を申請者(当事者の連署による申請にあっては、その双方の申請者に交付するとともに、その内容に係る農地等の所在地を管轄する農業委員会に通知する必要がある。この場合において、許可しようとする事案については、あらかじめ、 <u>都道府県農業会議の意見を聞かなければならない。</u> )
3	(略)	3	(略)
第10	(略)	第10	(略)
第11	強制競売、競売及び公売の特例関係	第11	強制競売、競売及び公売の特例関係
1	法第22条の買取りの事務手続	1	法第22条の買取りの事務手続
	地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下第11において同じ。)は、競売に係る買取りを、次により行う。		地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下第11において同じ。)は、競売に係る買取りを、次により行う。
	(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)
	(4) 買取りの申入れに当たっては、次の事項を記載した買取申入書を作成し、強制競売又は競売を申し立てた者からの農地等の買取りの申出書の写しを添付して行う。		(4) 買取りの申入れに当たっては、次の事項を記載した買取申入書を作成し、強制競売又は競売を申し立てた者からの農地等の買取りの申出書の写しを添付して行う。
	ア・イ (略)		ア・イ (略)
	ウ 令第18条に定めるところにより算出した額		ウ 令第25条に定めるところにより算出した額
	(5)・(6) (略)		(5)・(6) (略)
2	法第23条の買取りの事務手続	2	法第23条の買取りの事務手続
	地方農政局長は、公売に係る買取りについて次により行う。		地方農政局長は、公売に係る買取りについて次により行う。
	(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)
	(3) 行政庁に対する買取りの申入れに当たっては、次の事項を記載した買取申入書を作成して行う。		(3) 行政庁に対する買取りの申入れに当たっては、次の事項を記載した買取申入書を作成して行う。
	ア・イ (略)		ア・イ (略)
	ウ 令第18条に定めるところより算出した額		ウ 令第25条に定めるところより算出した額
	(4)・(5) (略)		(4)・(5) (略)

3 (略)

第12 和解の仲介の関係

1 農業委員会による和解の仲介

(1)・(2) (略)

(3) 仲介手続

ア～ウ (略)

エ 令第21条第1項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第12号の6による。

オ 仲介委員は、令第21条第1項の規定による仲介期日の通知をしたときは、都道府県の小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

カ～ケ (略)

コ 仲介委員は、仲介の場所において令第23条第2項の規定により仲介を打ち切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例第12号の7により通知して仲介を打ち切る必要がある。

サ (略)

シ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第23条第2項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会長に報告する必要がある。

ス・セ (略)

(4) (略)

(5) 小作主事等の意見聴取

ア 法第26条の規定により聴く都道府県の小作主事の意見は、遅くとも、和解を成立させる前に、成立させるべき和解条項の可否について聴くこととし、必要があれば仲介方針についても聴く必要がある。

イ・ウ (略)

(6) (略)

2 都道府県知事による仲介

(1)～(4) (略)

(5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第23条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。

(6) 令第26条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の9に準じて行う必要がある。この場合、この通知書には「4 仲介

3 (略)

第12 和解の仲介の関係

1 農業委員会による和解の仲介

(1)・(2) (略)

(3) 仲介手続

ア～ウ (略)

エ 令28条第1項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第12号の6による。

オ 仲介委員は、令28条第1項の規定による仲介期日の通知をしたときは、都道府県の小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。

カ～ケ (略)

コ 仲介委員は、仲介の場所において令第30条第2項の規定により仲介を打ち切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例第12号の7により通知して仲介を打ち切る必要がある。

サ (略)

シ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第30条第2項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会長に報告する必要がある。

ス・セ (略)

(4) (略)

(5) 小作主事等の意見聴取

ア 法第26条の規定により聴く都道府県の小作主事の意見は、遅くとも、和解を成立させる前に、成立させるべき和解条項の可否について聴くこととし、必要があれば仲介方針についても聴く必要がある。

イ・ウ (略)

(6) (略)

2 都道府県知事による仲介

(1)～(4) (略)

(5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第30条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。

(6) 令第33条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の9に準じて行う必要がある。この場合、この通知書には「4 仲介

の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき  
仲介の経過の概要を記載する必要がある。  
(7)・(8) (略)

第13 (略)

第14 取得した農地等の管理関係  
(略)

- 1 (略)
- 2 法定帳簿等  
地方農政局長は、国有農地等を管理するために備えるべき帳簿  
を次により作成保存する。  
(1) 帳簿の名称区分等  
ア (略)  
イ 貸付簿等

財産区分	帳簿名称	備付者	備考	
			根拠規定	様式
国有農地等	国有農地等貸付簿 (法第7条等農耕貸付 け) (令第28条農耕貸付け) (転用貸付け)	地方農政局長	則第83条	様式例第14号の4
	国有農地等貸付総括簿			規程第7条
	国有農地等貸付総括簿	地方農政局長	規程第7条	様式例第14号の5

(2)・(3) (略)

- 3 貸付け  
地方農政局長は、国有農地等を次に定めるところにより貸し付  
けることができる。

(1) 貸付分類

貸付けは、次のように分類する。

- ア 耕作又は養畜の事業に供する貸付け (以下「農耕貸付け」  
という。)

(7) (略)

- (1) 令第28条第1項本文の規定による貸付け (以下「令第28条

の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき  
仲介の経過の概要を記載する必要がある。  
(7)・(8) (略)

第13 (略)

第14 取得した農地等の管理関係  
(略)

- 1 (略)
- 2 法定帳簿等  
地方農政局長は、国有農地等を管理するために備えるべき帳簿を  
次により作成保存する。  
(1) 帳簿の名称区分等  
ア (略)  
イ 貸付簿等

財産区分	帳簿名称	備付者	備考	
			根拠規定	様式
国有農地等	国有農地等貸付簿 (法第7条等農耕貸付 け) (令第35条農耕貸付け) (転用貸付け)	地方農政局長	則第83条	様式例第14号の4
	国有農地等貸付総括簿			規程第7条
	国有農地等貸付総括簿	地方農政局長	規程第7条	様式例第14号の5

(2)・(3) (略)

- 3 貸付け  
地方農政局長は、国有農地等を次に定めるところにより貸し付  
けることができる。

(1) 貸付分類

貸付けは、次のように分類する。

- ア 耕作又は養畜の事業に供する貸付け (以下「農耕貸付け」  
という。)

(7) (略)

- (1) 令第35条第1項本文の規定による貸付け (以下「令第35条

農耕貸付け」という。) 農耕又は養畜の事業以外の事業に一時的に供するための令  
第28条第1項ただし書の規定に基づき行う貸付け (以下「転  
用貸付け」という。)

(2) 貸付基準  
ア 農耕貸付け  
(7) 法第7条等農耕貸付け  
地方農政局長は、次により法第7条等農耕貸付けを行う。  
a 国が所有権を取得した際に、地上権、永小作権、賃借  
権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定さ  
れていたことを契約書等により確認し、その結果に基づ  
き国有財産有償貸付契約書 (様式例第14号の7) を3部  
作成し、当該土地を使用する権利を有する者との間で確  
認の上、このうち1部を地方農政局が、1部を当該土地  
を使用する権利を有する者が保管し、1部を農業委員会  
に送付して法第7条等農耕貸付けを行う。  
b (略)

(1) 令第28条農耕貸付け  
(略)

a・b (略)

イ (略)

(3) (略)

(4) 令第28条農耕貸付けの貸付手続  
ア 令第28条農耕貸付けは、原則として入札によるものとし、  
次の(7)又は(1)のいずれかにより貸付手続を行う。  
(7)・(4) (略)

イ・ウ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 貸付けの変更、解約等  
ア (略)

イ 合意解約  
地方農政局長は、令第28条農耕貸付け又は法第7条等農耕  
貸付けについて、借受者から解約の希望があったときは、貸  
付けの解約申入書 (様式例第14号の25) 3部を農業委員会を  
經由して地方農政局長に提出させ、地方農政局長は、その申  
入れの日から6か月以内に解約同意書 (様式例第14号の25)  
を相手方に交付して解約を行い、併せて農業委員会に対し法

農耕貸付け」という。) 農耕又は養畜の事業以外の事業に一時的に供するための令  
第35条第1項ただし書の規定に基づき行う貸付け (以下「転  
用貸付け」という。)

(2) 貸付基準  
ア 農耕貸付け  
(7) 法第7条等農耕貸付け  
地方農政局長は、次により法第7条等農耕貸付けを行う。  
a 国が所有権を取得した際に、地上権、永小作権、賃借  
権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定さ  
れていたことを契約書等により確認し、その結果に基づ  
き国有財産有償貸付契約書 (様式例第14号の7) を3部  
作成し、当該土地を使用する権利を有する者との間で確  
認の上、このうち1部を地方農政局が、1部を当該土地  
を有する者が保管し、1部を農業委員会に送付して法第  
7条等農耕貸付けを行う。  
b (略)

(1) 令第35条農耕貸付け  
(略)

a・b (略)

イ (略)

(3) (略)

(4) 令第35条農耕貸付けの貸付手続  
ア 令第35条農耕貸付けは、原則として入札によるものとし、  
次の(7)又は(1)のいずれかにより貸付手続を行う。  
(7)・(4) (略)

イ・ウ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 貸付けの変更、解約等  
ア (略)

イ 合意解約  
地方農政局長は、令第35条農耕貸付け又は法第7条等農耕  
貸付けについて、借受者から解約の希望があったときは、貸  
付けの解約申入書 (様式例第14号の25) 3部を農業委員会を  
經由して地方農政局長に提出させ、地方農政局長は、その申  
入れの日から6か月以内に解約同意書 (様式例第14号の25)  
を相手方に交付して解約を行い、併せて農業委員会に対し法

第18条第6項の規定による通知を行う。

ウ (略)

4 被害報告及び復旧措置等

地方農政局長は、天災その他の事故の処理を次により行う。

(1) (略)

(2) 国有農地等がき損した場合の復旧及びき損のおそれがある場合の防災措置は次により行う。ただし、当該財産が令第30条第1項第2号に該当する場合には、原則として復旧又は防災措置を行わない。

ア～エ (略)

第15 (略)

第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係

1 (略)

2 非農業利用地認定の手續

(1) 非農業利用地認定

(略)

ア 令第30条第1項第1号に掲げる土地等

(略)

イ 令第30条第1項第2号に掲げる土地等

(ア)・(イ) (略)

ウ 令第30条第1項第3号に掲げる土地等

(ア)～(エ) (略)

(2) 地方農政局長は、非農業利用地認定を行うに当たり、次のことに留意する。

ア 非農業利用地が令第30条第1項第1号に該当する場合は、非農業利用に供するため提出された転用事業計画書(様式例第14号の13)により、法第5条第2項に規定する農地転用の許可の基準を満たしていることを確認する。

イ 非農業利用地が令第30条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、原則として現地確認を行うとともに、同条第2項の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事の意見を求める。この場合、その意見書において、当該土地等の利用状況、当該土地の所在する地域における土地利用の状況とその動向、人口の動向及び農業の見通し等からみた総合的な所見を求め

第18条第6項の規定による通知を行う。

ウ (略)

4 被害報告及び復旧措置等

地方農政局長は、天災その他の事故の処理を次により行う。

(1) (略)

(2) 国有農地等がき損した場合の復旧及びき損のおそれがある場合の防災措置は次により行う。ただし、当該財産が令第37条第1項第2号に該当する場合には、原則として復旧又は防災措置を行わない。

ア～エ (略)

第15 (略)

第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係

1 (略)

2 非農業利用地認定の手續

(1) 非農業利用地認定

(略)

ア 令第37条第1項第1号に掲げる土地等

(略)

イ 令第37条第1項第2号に掲げる土地等

(ア)・(イ) (略)

ウ 令第37条第1項第3号に掲げる土地等

(ア)～(エ) (略)

(2) 地方農政局長は、非農業利用地認定を行うに当たり、次のことに留意する。

ア 非農業利用地が令第37条第1項第1号に該当する場合は、非農業利用に供するため提出された転用事業計画書(様式例第14号の13)により、法第5条第2項に規定する農地転用の許可の基準を満たしていることを確認する。

イ 非農業利用地が令第37条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、原則として現地確認を行うとともに、同条第2項の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事の意見を求める。この場合、その意見書において、当該土地等の利用状況、当該土地の所在する地域における土地利用の状況とその動向、人口の動向及び農業の見通し等からみた総合的な所見を求め

別表1

	農業委員会による意見書の送付	都道府県知事による許可等の処分又は協議等に対する回答の通知
都道府県知事の許可に関する事案	申請書の受理後3週間 (第4の1の(4)のア)	申請書及び意見書の受理後3週間 (第4の1の(5)のウ)
うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受理後3週間 (第4の1の(4)のア)	(協議書の送付) 申請書及び意見書の受理後10日間 (第4の3の(1)のイ)
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の受理後3週間 (第4の3の(1)のイ)
農林水産大臣の許可に関する事案	事前審査申出	意見書の受理後3週間 (第4の4の(3)のイの(7))
	許可申請	申請書及び意見書の受理後3週間 (第4の1の(6)のア)

別表 1

	農業委員会による 意見書の送付	都道府県知事等による 許可等の処分又は協議 書若しくは意見書の送 付	地方農政局長等によ る協議に対する回答 の通知
都道府県知事等の許可に關 する事案（農業委員会が都 道府県農業委員会ネット ワーク機構に意見を聴かな い事案）	申請書の受理後 3週間 (第4の1の(4)の ア)	申請書及び意見書の 受理後2週間 (第4の1の(5)のア)	
都道府県知事等の許可に關 する事案（農業委員会が都 道府県農業委員会ネット ワーク機構に意見を聴く事 案）	申請書の受理後 4週間 (第4の1の(4)の ア)	申請書及び意見書の受 理後2週間 (第4の1の(5)のウ)	
うち農地法附則第2項 の農林水産大臣への協 議を要する事案	申請書の受理後 4週間 (第4の1の(4)の ア)	(協議書の送付) 申請書及び意見書の 受理後1週間 (第4の3の(1)のア)	協議書受理後1週間 (第4の3の(2))
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の 受理後2週間 (第4の3の(1)のイ)	

別表 2 (略)

別表 2 (略)

別紙1 関係 様式例一覽

【農地又は採草放牧地の権利移動の関係】

様式例第1号の1～様式例第1号の7 (略)

【農地等の権利移動の許可の取消し等の関係】

様式例第2号の1・様式例第2号の2 (略)

【農地等の権利取得の届出の関係】

様式例第3号の1・様式例第3号の2 (略)

【農地又は採草放牧地の転用の関係】

様式例第4号の1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書  
 様式例第4号の2 農地法第5条第1項の規定による許可申請書  
 様式例第4号の3 農地法第〇〇条の規定による許可申請書に係る意見書  
 (削る。)

様式例第4号の4 農地法第4条第5項の規定による協議書

様式例第4号の5 農地法第5条第4項の規定による協議書

様式例第4号の6 法定協議事前調整申出書

様式例第4号の7 農地法附則第2項第〇号に基づく協議に係る事案の概要書  
 (削る。)

(削る。)

様式例第4号の8 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

様式例第4号の9 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

様式例第4号の10 受理通知書

様式例第4号の11 違反転用事案報告

様式例第4号の12 勸告書

様式例第4号の13 処分書

様式例第4号の14 命令書

様式例第4号の15 事業進捗状況管理表

【農業委員会による農地所有適格法人の要件の適合状況の把握の関係】

様式例第5号の1 農地所有適格法人報告書  
 様式例第5号の2 農地法施行令第16条第2号の規定による指定書  
 様式例第5号の3 農地所有適格法人要件確認書

別紙1 関係 様式例一覽

【農地又は採草放牧地の権利移動の関係】

様式例第1号の1～様式例第1号の7 (略)

【農地等の権利移動の許可の取消し等の関係】

様式例第2号の1・様式例第2号の2 (略)

【農地等の権利取得の届出の関係】

様式例第3号の1・様式例第3号の2 (略)

【農地又は採草放牧地の転用の関係】

様式例第4号の1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書  
 様式例第4号の2 農地法第5条第1項の規定による許可申請書  
 様式例第4号の3 農地法第〇〇条の規定による許可申請書に係る意見書  
 様式例第4号の4 農地法第〇〇条の規定による許可申請書に係る意見書  
 (削る。)

様式例第4号の5 農地法第4条第5項の規定による協議書

様式例第4号の6 農地法第5条第4項の規定による協議書

様式例第4号の7 法定協議事前調整申出書

様式例第4号の8 農地法附則第2項第〇号に基づく協議に係る事案の概要書  
 (削る。)

様式例第4号の9 農地転用事前審査申出書

様式例第4号の10 農地転用事前審査の申出に係る意見書

様式例第4号の11 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

様式例第4号の12 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

様式例第4号の13 受理通知書

様式例第4号の14 違反転用事案報告

様式例第4号の15 勸告書

様式例第4号の16 処分書

様式例第4号の17 命令書

様式例第4号の18 事業進捗状況管理表

【農業委員会による農業生産法人の要件の適合状況の把握の関係】

様式例第5号の1 農業生産法人報告書  
 様式例第5号の2 農地法施行令第23条第2号の規定による指定書  
 様式例第5号の3 農業生産法人要件確認書

【農業委員会による農地所有適格法人への勧告の関係】  
様式例第6号 (略)

【農地等の買収関係】  
様式例第7号の1～様式例第7号の17 (略)  
様式例第7号の18 令第18条第2項第1号による算定調書  
様式例第7号の19 令第18条第2項第2号による算定  
様式例第7号の20 令第18条第2項第3号による算定調書  
様式例第7号の21 (略)

【農地所有適格法人の事務所等への立入調査の関係】  
様式例第8号の1 農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員、農地利  
用最適化推進委員又は職員の身分証明書  
様式例第8号の2 (略)

【農地等の賃貸借の解約等の関係】  
様式例第9号の1～様式例第9号の6 (略)

【農地等の賃貸借契約等文書化の関係】  
様式例第10号の1・様式例第10号の2 (略)

【和解の仲介の関係】  
様式例第12号の1～様式例第12号の12 (略)

【利用意向調査等に関する措置関係】  
様式例第13号の1～様式例第13号の18 (略)

【取得した農地等の管理関係】  
様式例第14号の1～様式例第14号の27 (略)

【取得した農地等の農業目的の売払い関係】  
様式例第15号の1～様式例第15号の12 (略)

【取得した農地等の非農業目的の売払い関係】  
様式例第16号の1～様式例第16号の35 (略)

【農業委員会による農業生産法人への勧告の関係】  
様式例第6号 (略)

【農地等の買収関係】  
様式例第7号の1～様式例第7号の17 (略)  
様式例第7号の18 令第25条第2項第1号による算定調書  
様式例第7号の19 令第25条第2項第2号による算定  
様式例第7号の20 令第25条第2項第3号による算定調書  
様式例第7号の21 (略)

【農業生産法人の事務所等への立入調査の関係】  
様式例第8号の1 農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員又は職員の身分証明書  
様式例第8号の2 (略)

【農地等の賃貸借の解約等の関係】  
様式例第9号の1～様式例第9号の6 (略)

【農地等の賃貸借契約等文書化の関係】  
様式例第10号の1・様式例第10号の2 (略)

【和解の仲介の関係】  
様式例第12号の1～様式例第12号の12 (略)

【利用意向調査等に関する措置関係】  
様式例第13号の1～様式例第13号の18 (略)

【取得した農地等の管理関係】  
様式例第14号の1～様式例第14号の27 (略)

【取得した農地等の農業目的の売払い関係】  
様式例第15号の1～様式例第15号の12 (略)

【取得した農地等の非農業目的の売払い関係】  
様式例第16号の1～様式例第16号の35 (略)

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

農業委員会会長 殿

当事者  
 <譲渡人>  
 住所  
 氏名

印

住所

氏名

印

<譲渡人>  
 住所  
 氏名

印

住所

氏名

印

下記農地(採草放牧地)について  
 〔所有権  
 賃借権  
 使用貸借による権利  
 その他使用収益権( )〕を〔設定(期間○年間)  
 移転〕

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付けてください。)

記

1～3 (略)

(記載要領) (略)

農地法第3条の規定による許可申請書 (別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 (略)

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) (略)

(2) 大農機具又は家畜  
 (表 略)

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

2 (略)

(3) (略)

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

農業委員会会長 殿

当事者  
 <譲渡人>  
 住所  
 氏名

印

住所

氏名

印

下記農地(採草放牧地)について  
 〔所有権  
 賃借権  
 使用貸借による権利  
 その他使用収益権( )〕を〔設定(期間○年間)  
 移転〕

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付けてください。)

記

1～3 (略)

(記載要領) (略)

農地法第3条の規定による許可申請書 (別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 (略)

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) (略)

(2) 大農機具又は家畜  
 (表 略)

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

2 (略)

(3) (略)

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2～5－2 （略）

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付けてください。

□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）

□ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

7 （略）

## II 使用貸借又は貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）（略）

8～9 （略）

## III 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農業生産法人（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第18条第1項に規定する特例農業法人を含む。）である場合のみ記載してください。）

2～5－2 （略）

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付けてください。

□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）

□ 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

7 （略）

## II 使用貸借又は貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）（略）

8～9 （略）

## III 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事

業・計画の内容」欄に記載してください。

- (1) (略)
- (2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、5(下限積要件)以外の記載事項を記載してください。  
(以下、略)
- (3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。  
(以下、略)

農地所有適格法人としての事業等の状況 (別紙)

<農地法第2条第3項第1号関係> (略)

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

(表 略)

- (2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合


(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

業・計画の内容」欄に記載してください。

- (1) (略)
- (2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農業生産法人要件)、5(下限積要件)以外の記載事項を記載してください。  
(以下、略)
- (3) 以下の場合は、Iの2(農業生産法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。  
(以下、略)

農業生産法人としての事業等の状況 (別紙)

<農地法第2条第3項第1号関係> (略)

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

(表 略)

- (2) 関連事業者 (法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

関連事業者の議決権の割合


(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

＜農地法第2条第3項第3号及び第4号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

農業への	

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。

2 関連事業者がいる場合には、その法人とその他の構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。

3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づき認定です。

4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

＜農地法第2条第3項第3号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み

(新設)

氏名	住所	役職	年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4)については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。）

(削る。)

< 国家戦略特別区域法第18条第1項関係 >

4 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称			直近実績

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(記載要領)

1～3 (略)

4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑

(記載要領)

1～3 (略)

4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であつて同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。(新設)

化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

(削る。)

(削る。)

様式例第1号の2

住所 殿  
氏名  
指令第 号  
平成 年 月 日  
農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地（採草放牧地）についての〇〇の〇〇は下記により許可します。

記

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出

5 「2(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

6 「4 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。

様式例第1号の2

住所 殿  
氏名  
指令第 号  
平成 年 月 日  
農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地（採草放牧地）についての〇〇の〇〇は下記により許可します。

記

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができず（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査

出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほかに、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。」

様式例第1号の3

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名 印  
譲渡人 住所 氏名 印

下記農地（採草放牧地）の（に）〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

審査請求をすることはできません。。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ

ます。  
この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

様式例第1号の3

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名 印  
譲渡人 住所 氏名 印

下記農地（採草放牧地）の（に）〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

1～3 (略)

(記載要領)

1～4 (略)

5 記の3の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

様式例第1号の4 (略)

様式例第1号の5

受理通知書

番 号  
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号(第14号の2)の規定による届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

1～3 (略)

(記載要領)

1～4 (略)

5 記の4の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

様式例第1号の4 (略)

様式例第1号の5

受理通知書

番 号  
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号(第14号の2)の規定による届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。))

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。」

様式例第1号の6 (略)

様式例第1号の7

農地等の利用状況報告書

農業委員会会長 殿

平成 年 月 日

住所  
氏名

印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号で農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、下記のとおり報告します。

記

1～4 (略)

2 この処分の取消しの訴えは、この処分について、この審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず、

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

様式例第1号の6 (略)

様式例第1号の7

農地等の利用状況報告書

農業委員会会長 殿

平成 年 月 日

住所  
氏名

印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号で農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、下記のとおり報告します。

記

1～4 (略)

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

1・2 (略)

3 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は章程行為の写しを添付してください。

4～6 (略)

7 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

様式例第2号の1 (略)

様式例第2号の2

住所  
氏名

殿

指令第 号  
平成 年 月 日

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

5 業務執行役員の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

1・2 (略)

3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款の写しを添付してください。

4～6 (略)

7 記の5の「業務執行役員の状況」については、個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

様式例第2号の1 (略)

様式例第2号の2

住所  
氏名

殿

指令第 号  
平成 年 月 日

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

1 ～ 3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

3 農業委員会が許可を取り消す場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

1 ～ 3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

3 農業委員会が許可を取り消す場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」